

# さがしんホームバンキングサービス取扱規定

佐賀信用金庫  
2020年4月現在

## 1. さがしんホームバンキングサービス

(1) さがしんホームバンキングサービス（以下、「本サービス」といいます。）は、契約者ご本人（以下、「依頼人」といいます。）の占有・管理する端末機（以下、「端末機」といいます。）による依頼にもとづき、次の取引・照会を行う場合に利用できます。

- ① 本サービスのご利用口座として届出の依頼人名義の預金口座（以下、「支払指定口座」といいます。）より、指定金額を引落しのうえ、依頼人が指定した預金口座（以下、「入金指定口座」といいます。）宛に振込依頼を発信し、または振替の処理を行う取引
- ② 支払指定口座につき行う所定の照会

(2) 本サービスで利用できる端末機は次のとおりとします。

- ① プッシュホン式電話（以下、「プッシュホン」といいます。）
- ② ファクシミリ
- ③ ホームユース端末
- ④ スーパーパソコン端末
- ⑤ V A L U X 端末

(3) 入金指定口座への入金は、次の各号の方法で取扱います。

- ① 支払指定口座と入金指定口座とが同一店舗内であつ同一名義の場合は、「振替」として取扱います。
- ② 入金指定口座が支払指定口座と異なる当金庫本支店にある場合、または当金庫以外の金融機関の本支店にある場合、もしくは支払指定口座と入金指定口座が異なる名義の場合は、「振込」として取扱います。

(4) 本サービスの利用に関する依頼人と当金庫との間の契約は、当金庫所定の方法による依頼人の申込にもとづき、当金庫が当該申込を適当と判断した場合に成立するものとします。

依頼人においては、契約成立後に本サービスの利用が可能となります。

## 2. V A L U X 端末の利用

(1) V A L U X 端末を利用する依頼人は、本サービスの利用に際して、別途株式会社 N T T データ（以下、「N T T データ」といいます。）との間で、N T T データが提供する V A L U X サービスの契約を締結するものとします。

また、V A L U X および V A L U X 接続 I D の利用・契約等に関する取扱については、N T T データの定めによるものとします。

(2) 本サービスを利用するにあたり必要となる対応ソフトウェアは、当金庫では提供いたしません。

依頼人は、他金融機関等の提供する対応ソフトウェアを通じて本サービスを利用するものとします。

当金庫では他金融機関等の提供する対応ソフトウェアの保守および不具合・バージョンアップ等の対応は行わないこととします。

### 3. 振込または振替の受付等

- (1) 本サービスにより振込または振替を依頼する場合には、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。
- (2) 当金庫は前項の操作により、端末種別毎に次の要件が満たされているときは、発信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した依頼内容を依頼人の端末機に返信します。
  - ① プッシュホンおよびファクシミリの場合は、当金庫で受信した暗証番号ならびに支払指定口座の支店番号、科目コードおよび口座番号（以下、「口座番号等」といいます。）が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致していること
  - ② ホームユース端末、スーパーパソコン端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した端末機の電話番号が、届出の端末機の電話番号と一致していること
  - ③ V A L U X 端末の場合は、本項第1号に加え、当金庫で受信した接続 I D が、届出の接続 I D と一致していること
- (3) 依頼人は、前項にもとづき返信された依頼内容を確認し、返信された依頼内容が正しい場合には、確認暗証番号（あらかじめ当金庫に登録いただいた預金口座を入金指定口座とする場合を除きます。以下同じ。）、承認暗証番号（当金庫本支店の預金口座を入金指定口座とする場合ならびにプッシュホン、ファクシミリ、ホームユース端末および V A L U X 端末により取引を行う場合を除きます。以下同じ。）、および意思確認コードを入力の上当金庫宛発信してください。
- (4) 依頼の内容については、当金庫が受信した確認暗証番号および承認暗証番号と届出の確認暗証番号および承認暗証番号との一致を確認するとともに、振込・振替内容確認画面の意思確認コードを受信した時点で確定します。
- (5) 当金庫は、前項にもとづき確定した振込・振替内容を、依頼人の端末機に発信しますので確認してください。

なお、この通知が届かない場合には、直ちに当金庫に照会してください。

この照会がなかったことによって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (6) 依頼の内容が確定した場合、当金庫は確定した内容にしたがい、振込指定日または振替指定日に、支払指定口座から振込金額と第6条第3項の振込手数料との合計金額または振替金額を引落しのうえ、当金庫所定の方法で振込または振替の手続を行います。
- (7) 支払指定口座からの資金の引落しは、当座勘定規定、普通預金規定、総合口座取引規定、またはカードローン規定その他当金庫の定める他の規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書、またはカードによらず、当金庫所定の方法により取扱います。
- (8) この取扱いによる1日あたりおよび1回あたりの振込金額または振替金額の限度は、当金庫が定める金額の範囲内において依頼人があらかじめ当金庫に対して届出た金額の範囲内とします。

また、本サービスの利用時間は、当金庫が別途定めた時間内とします。
- (9) 以下の各号に該当する場合は、振込および振替はできません。
  - ① 振込または振替時に、振込金額と第6条第3項の振込手数料との合計金額または振替金額が支払指定口座より払戻すことのできる金額（当座貸越を利用できる範囲内の金額を含みます。）を超えるとき。

ただし、支払指定口座からの引落しが複数ある場合に、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能金額をこえるときは、そのいずれかを引落すかは当金庫の任意とします。
  - ② 支払指定口座が解約済のとき

- ③ 依頼人から支払指定口座についての支払停止の届出があり、それにもとづき当金庫が所定の手続を行ったとき。
- ④ 差押等やむを得ない事情があり、当金庫が支払を不相当と認めたとき。
- ⑤ 振替取引において、入金指定口座が解約済などの理由で入金できないとき。
- ⑥ 通知預金の出金については、所定の払戻予告を受理していないとき。

(10) 振替取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、振替金額を当金庫所定の方法により当該取引の支払指定口座へ戻し入れます。

なお、振込取引において、入金指定口座への入金ができない場合には、組戻手続により処理します。

#### 4. 依頼内容の変更、組戻し

(1) 振込取引において、依頼内容（受取人の預金種目、口座番号および口座名義人に関する事項をいいます。以下本項において同じ。）の確定後にその依頼内容を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある当金庫本支店（以下、「取引店」といいます。）の窓口において、依頼人が次の訂正の手続を実施していただくことにより、かかる変更を実施します。

- ① 当金庫所定の振込・送金訂正依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。

- ② 当金庫は、振込・送金訂正依頼書に従って、訂正依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

(2) 振込取引において、依頼内容の確定後に、その依頼を取りやめる場合、または振込先の金融機関名、店舗名もしくは振込金額を変更する場合には、当該取引の支払指定口座がある取引店の窓口において、依頼人が次の手続を実施していただくことにより、組戻しを実施します。

- ① 当金庫所定の振込・送金組戻依頼書に、当該取引の支払指定口座にかかる届出の印章により記名押印して提出してください。

この場合、当金庫所定の本人確認書類または保証人を求めることがあります。

- ② 当金庫は、振込・送金組戻依頼書に従って、組戻依頼電文を振込先の金融機関に発信します。

- ③ 組戻された振込資金は、振込・送金組戻依頼書に指定された方法により返却します。

(3) 前2項の場合において、振込先の金融機関がすでに振込通知を受信しているときは、訂正または組戻しができないことがあります。

この場合には、受取人との間で協議してください。

(4) 振込・送金訂正依頼書または振込・送金組戻依頼書等に使用された印影と届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(5) 振替取引の場合には、依頼内容の確定後は依頼内容の変更または依頼の取りやめはできません。

#### 5. 照会

(1) 本サービスにより照会を行う場合は、当金庫の定める方法および操作手順にもとづいて、所定の内容を端末機により操作してください。

(2) 前項の操作により、当金庫で受信した暗証番号および支払指定口座の口座番号等が、届出の暗証番号および支払指定口座の口座番号等と一致した場合には、当金庫は、発信者を依頼人とみなし、当金庫が受信した照会内容に対応する情報を依頼人の端末機に返信します。

(3) 前項にもとづき当金庫が発信した情報につき、依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更訂正があった場合には、当金庫はすでに発信した情報について変更または取消をすることがあります。

## 6. 手数料等

(1) 本サービスの利用にあたっては、当金庫所定の手数料（以下、「利用手数料」といいます）および消費税をいただきます。

当金庫は、利用手数料および消費税を普通預金規定または総合口座取引規定あるいは当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、カードローン契約規定にかかわらず、当座小切手または普通預金通帳（総合口座通帳を含みます。）および同払戻請求書の提出を受けることなしに、依頼人が指定した預金口座から当金庫所定の日に自動的に引き落とします。

(2) 利用手数料は諸般の情勢により変更することがあります。

変更後の利用手数料は、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された変更日から適用します。

(3) 本サービスにより振込をする場合には、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の振込手数料を支払ってください。

(4) 振込取引の組戻手続を行った場合は、当金庫の店頭またはウェブサイトへの掲示その他相当の方法により示された所定の組戻手数料を支払ってください。

## 7. 取引内容の確認

(1) 本サービスにより取引を行った場合は、取引後すみやかに普通預金通帳等への記入または当座勘定照合表により取引内容を照合してください。

万一、取引内容・残高に相違がある場合は、ただちにその旨を取引店に連絡してください。

(2) 依頼人と当金庫の間で取引内容、残高等に疑義が生じたときは、当金庫が保存する電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

ただし、かかる記録内容が事実と異なることを依頼人が証明した場合にはこの限りではありません。

## 8. 暗証番号等の管理

(1) 端末機、接続 I D および暗証番号は、依頼人自らの責任をもって厳重に管理してください。

(2) 端末機は、常に依頼人本人の占有・管理下に置かれるものとし、他人への貸与等を行わないでください。

(3) 端末機、接続 I D、暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号は、当金庫所定の方法により指定してください。

また、これらの指定にあたっては、他人から推測可能な番号の指定は避けるとともに、他人に知られないように厳重に管理してください。

(4) 端末機、接続 I D、暗証番号等（前項に定める各種暗証番号をいう。以下同じ。）につき、盗取もしくは不正使用等の事実またはそのおそれがある場合は、当金庫に直ちに連絡してください。

## 9. 免責事項

(1) 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

(2) 当金庫の責によらない通信機器、回線およびコンピュータ等の障害ならびに電話・インターネットの不通により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、当金庫が意思確認コードを受信する前に回線等の切断・障害等により取扱いが中断したと判断される場合、取扱内容を取引店にご確認ください。

- (3) この取扱いによる振込または振替依頼の受付の際に第3条第2項各号ならびに第4項の一致を確認して取扱いを行ったうへは、端末機、接続IDおよび暗証番号等につき不正使用その他の事故があっても、当金庫の暗証番号管理に不備があった等の特段の事由がない限り、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 電話回線、インターネット等の通信経路において盗聴等がなされたことにより依頼人の暗証番号、取引情報等が漏洩した場合、当金庫は、相応の安全措置を講じている限り、そのために生じた損害については、責任を負いません。
- (5) 当金庫以外の金融機関等の責に帰すべき事由により、取扱いが遅延したり不能となった場合、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. 届出事項の変更等

- (1) 暗証番号、確認暗証番号、承認暗証番号、接続ID、支払指定口座、名称、商号、住所、電話番号その他届出内容に変更がある場合には、当金庫所定の書面により取引店に直ちに届出てください。  
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項による届出事項の変更の届出がなかったために、当金庫からの通知または送付する書類等が延着または到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

### 11. 解約

- (1) 本サービスは、当事者の一方の都合で書面によりいつでも解約することができます。  
ただし、当金庫に対する解約の通知は当金庫所定の書面によることとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、依頼人に通知することなく、当金庫はいつでも本サービスを解約することができることとします。
  - ① 1年以上にわたり、本サービスにて、振替、振込が発生しなかったとき
  - ② 依頼人が本サービスで発生した手数料を支払わなかったとき
  - ③ 住所変更等の届出を怠る等、依頼人の責めに帰すべき事由によって、当金庫で依頼人の所在が不明になったとき
  - ④ 本サービスにおける支払指定口座がすべて解約されたとき
  - ⑤ 依頼人について相続の開始があったとき
  - ⑥ 支払の停止または破産、特別清算、会社更生もしくは民事再生の手続開始の申立てがあったとき
  - ⑦ 依頼人がこの規定に違反したとき

### 12. 届出印

- (1) 本サービスにかかる届出事項の変更、解約等には、あらかじめ届出の印鑑を使用してください。
- (2) 当金庫は、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違のないものと認めて取扱いましたうへは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 13. 契約期間

本サービスの当初契約期間は契約日から起算して1年間とし、依頼人または当金庫から解約の申出をしない限り契約期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。継続後も同様とします。

### 14. 譲渡、転貸等の禁止

本サービスにもとづく依頼人の権利は譲渡、転貸または質入れすることはできません。

## **15. 規定の準用**

この規定に定めのない事項については、普通預金規定、総合口座取引規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、カードローン契約規定および振込規定などの各種規定等により取扱います。

## **16. 規定の変更**

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上